

鳥取県告示第326号

平成21年鳥取県告示第204号（鳥取県立夢みなとタワーの利用料金について）により告示した利用料金に追加することについて、鳥取県立夢みなとタワーの設置及び管理に関する条例（平成9年鳥取県条例第25号）第10条第2項の規定に基づき平成22年5月21日承認したので、当該告示を次のように改正し、同条第3項の規定により告示する。

平成22年5月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後		改正前	
1 利用料金		1 利用料金	
(1) 略		(1) 略	
(2) 設備等利用料		(2) 設備等利用料	
区分	利用料	区分	利用料
略		略	
音響機器（マイクを除く。）	一式1時間 につき 1,000円	音響機器（マイクを除く。）	一式1時間 につき 1,000円
<b>音響機器（マイクを含む。） の設置、撤去、操作等のサービス</b>	<b>職員1人1 時間につき 1,000円</b>		
略		略	
DVDプレーヤー	1台1時間 につき 200円	DVDプレーヤー	1台1時間 につき 200円
<b>カラオケセット（マイクを含む。）</b>	<b>一式1時間 につき 2,000円</b>		
2 略		2 略	

附 則

この告示は、平成22年5月21日から施行する。